

令和3年度

# 計 量 年 報



京都府計量検定所

## は じ め に

計量制度は、社会生活や経済活動の根幹として、皆様の日常生活から産業や科学技術に至るまで密接に関わり、経済の発展と文化の向上に欠くことのできない重要なものです。

京都府では、これまでから計量法に基づき、その理念である経済の発展及び文化の向上とともに消費者利益の確保を基本とし、国際化、高度情報化、技術革新への対応を進め、「正確な計量器の供給」、「正確な計量器の使用」、「適正な計量管理システムの確保」、「計量思想の普及」などの事業及び施策を推進しています。

この「計量年報」は、令和3年度に当検定所にて実施した計量業務などの実績についてその概要をまとめたものです。

令和3年度も前年に引き続き、新型コロナウイルスの感染拡大により、立入検査等の休止や延期など弊所の業務にも影響がありました。

今後、この状況もいずれは収束するものと思われませんが、社会経済活動への影響は大きく、計量業務においても、アフターコロナを見据えた取組を模索していく必要があります。

引き続き、本府の計量行政に御理解と御協力をいただきますようお願いいたしますとともに、この「計量年報」を皆様の参考資料として御活用願えれば幸いに存じます。

# 目 次

## I 総 説

1 沿 革	-----	1
2 組織と主要分掌事務	-----	2
3 土地及び建物	-----	3
4 検定検査用設備機械器具	-----	5
5 歳入歳出実績	-----	6

## II 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

1 届 出	-----	8
2 登 録	-----	11
3 指 定	-----	13
4 立入検査	-----	14

## III 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

1 検定及び装置検査	-----	15
2 基準器検査	-----	18

## IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

1 定期検査	-----	19
2 計量証明検査	-----	23
3 立入検査	-----	24
4 依頼検査	-----	25

## V 量目の検査及び指導

1 量目立入検査	-----	25
2 試買検査	-----	25

## VI 計量制度の普及啓発事業

1 計量記念日事業	-----	26
2 計量教室の開催	-----	26
3 消費生活展	-----	26
4 講習会への講師の派遣	-----	27

<u>VII 計量関係団体への支援</u>	-----	27
-----------------------	-------	----

# I 総説

## 1 沿革

京都においては、古くから、ものさし、ます、はかりなどが作られ、それが全国的な基準となり全国に普及していった。江戸時代には幕府の統轄機関として神家秤座、福井家枡座があり、西国を管掌していた。

その後、社会の近代化とともに明治8年に度量衡取締条例（太政官達）、明治24年に度量衡法、昭和26年に計量法が制定され、さらに、平成4年に①国際化への対応、②技術革新への対応、③消費者利益の確保を柱とした改正計量法が公布、平成5年11月1日から施行され、社会生活の基本的制度として今日に至っている。

本府は、上記の歴史的経過を背景に計量器の製造、販売業者が多く、明治26年に常置度量衡器検定所の設置以来、社会の進展に応じて正確な計量器の供給と適正な計量の実施を確保するために計量行政組織の拡充、強化を図ってきた。

また、平成12年4月に施行されたいわゆる「地方分権一括法」により、計量行政は国の機関委任事務から自治事務となり、地域社会に即した計量行政の推進という求めにも的確に対応できることとなった。

なお、平成21年4月に指定定期検査機関及び指定計量証明検査機関の指定を行い、同年5月から定期検査・計量証明検査及び検定・基準器検査等の観測業務の委託を開始した。

平成28年4月には京都市計量検査所の廃止に伴い、当所において京都市の計量業務を受託し、実施することとなった。

明治26年	4月	京都府常置度量衡器検定所設置	
	37年10月	内務部第4課に権度係設置	
	38年	4月	内務部に権度課設置
	39年11月	度量衡器検定所を府庁構内に新築	
昭和	4年	9月	内務部商工水産課権度係に組織替
	10年	1月	経済部商工水産課権度係に組織替
	23年	8月	商工部商工課権度係に組織替
	30年11月	京都府計量検定所設置	
	35年	1月	庶務課、業務課を設置
	39年	4月	庶務課、業務第一課、業務第二課の3課制となる。
	43年	4月	庶務課、検定第一課、検定第二課、検査課の4課制となる。
	45年	4月	府庁本館新築のため仮庁舎を現在地に建設し移転
	49年	8月	計量検定所新庁舎完成
	56年	4月	会計規則による公所指定
	57年	6月	検査課を指導検査課と改称、次長制の設置

- 平成12年 4月 計量行政が機関委任事務から自治事務となる。
- 21年 4月 次長制の廃止、指導課の1課制となる。  
一般社団法人京都府計量協会を指定定期（計量証明）検査機関として指定
- 21年 5月 一般社団法人京都府計量協会に検査・検定等の観測業務を委託
- 28年 4月 京都市の計量業務を受託

## 2 組織と主要分掌事務



人員配置

令和3年4月1日時点

職名 課名	所長	課長	主査	主任	技師	副主査 (再任用)	会計年度 任用職員	計
指導課	1	1	3	2	1	2	9	19

一般計量教習終了者 7名

### 3 土地及び建物

所在地	京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431		
敷地	1,313m <sup>2</sup>		
建物	本館	鉄筋コンクリート3階建	
		床面積 299.01m <sup>2</sup>	延面積 890.84m <sup>2</sup>
	自動車車庫	鉄骨スレート葺	21.60m <sup>2</sup>
	自転車置場	アルミ波板葺	18.94m <sup>2</sup>

#### ◎主な付帯設備

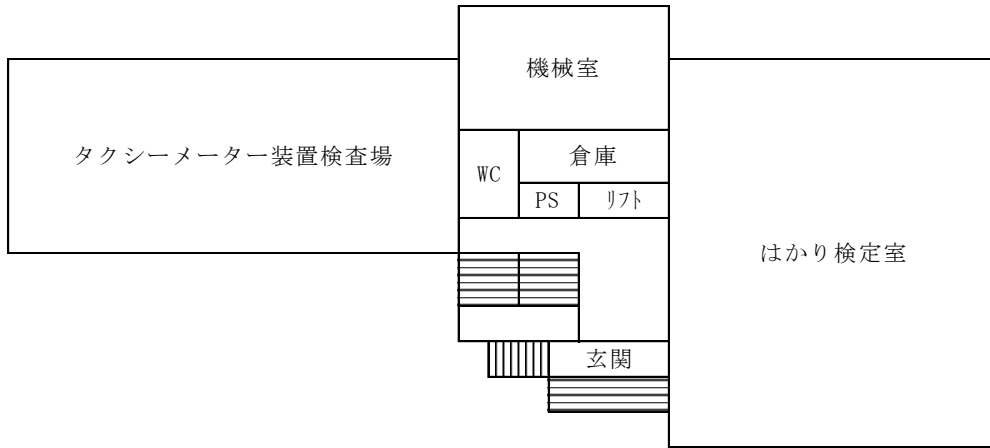
高圧受変電設備	1式
受検器物運搬用昇降リフト	1基
はかり検定用天井走行クレーン	1基

#### ◎主な室の面積

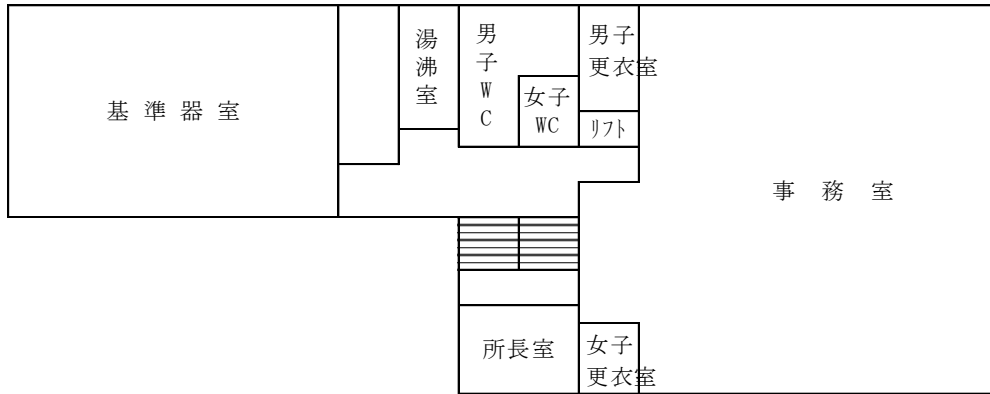
事務室（所長室を含む。）	136.00m <sup>2</sup>
はかり検定室	104.00m <sup>2</sup>
タクシーメーター装置検査場	94.15m <sup>2</sup>
圧力計・体積計検定室	77.00m <sup>2</sup>
会議室	65.00m <sup>2</sup>
基準器室	62.65m <sup>2</sup>

◎ 平面図

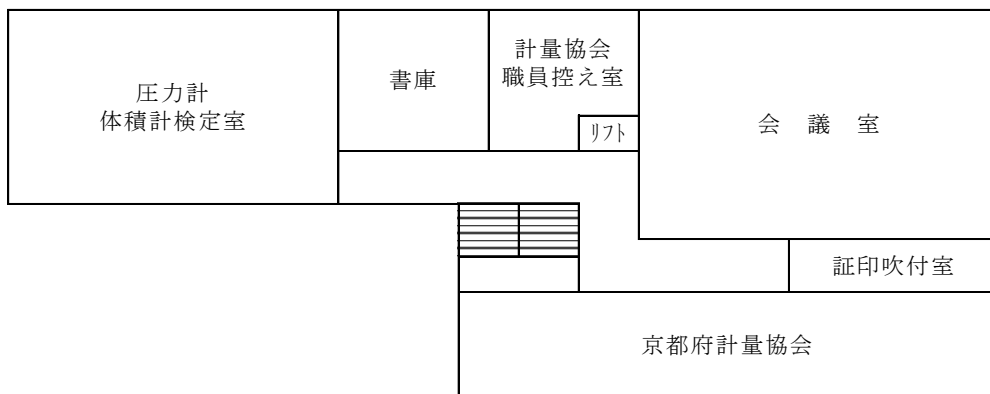
1 階



2 階



3 階



## 4 検定検査用設備機械器具

### (1) 基準器

品名	数量	品名	数量
基準巻尺	2個	液体メーター用基準タンク	3個
タクシメーター装置検査用基準器	3個	液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	2個
特級基準分銅	4組	基準液柱型圧力計（血圧計用）	1個
一級基準分銅	11組	基準重錘型圧力計（パスカル対応）	4個
二級基準分銅	4組	基準酒精度浮ひょう	1組
基準ガラス製温度計	4組	基準密度浮ひょう	4個
基準全量フラスコ	10個	基準台手動はかり	1個
基準ビュレット	5個		

### (2) 検定検査用主要機器

品名	数量	品名	数量
タクシメーター装置検査用回転数計	4個	実用基準分銅（連鎖式）	1式
定電圧電源装置	2個	定盤	16個
ストップウォッチ	10個	秤架	2個
圧力計（タクシメーター用）	3個	チェーンブロック	1個
電気式質量比較器	11個	証印吹付器	1個
実用基準分銅	177個	水銀標準温度計	1個
		簡易フォークリフト	1個

### (3) 公用車

小型貨物自動車 1台



## 5 歳入歳出実績

(歳 入)

(単位：円)

科 目	区 分	金 額
(款) 使用料及び手数料		
(項) 手数料	1 計量器検定手数料	9,201,910
(目) 商工手数料	● 計量器検定手数料	7,513,810
(節) 商工業手数料	● 計量器定期検査手数料	0
	● 基準器検査手数料	1,688,100
	● 計量証明事業計量器検査手数料	0
	2 計量関係事業者登録等手数料	88,150
	● 指定製造事業者指定検査手数料	0
	● 適正計量管理事業所指定検査手数料	0
	● 計量証明事業登録等手数料	88,150
	3 その他証明事務手数料	33,200
	計	9,323,260
(項) 使用料		212,010
(目) 商工使用料		
(節) 計量検定所使用料		
(款) 諸 収 入		
(項) 雑 入	1 計量器出張検定納付金	564,370
(目) 雑 入	2 大型はかり出張検査等旅費納付金	0
(節) 納 付 金	3 大型はかり検査用分銅等運搬費納付金	0
	計	564,370
(節) その他収入		66,310
合 計		10,165,950

(歳 出)

(単位：円)

科 目		金 額
(款)	(節) 報 償 費	39,600
商 工 費	旅 費	586,560
(項)	需 用 費	5,990,075
商 工 業 費	役 務 費	661,224
(目)	委 託 料	55,554,240
計 量 検 定 費	使用料及び賃借料	62,180
	備 品 購 入 費	1,688,500
	負担金、補助及び 交 付 金	32,000
	公 課 費	6,600
合 計		64,620,979

※報酬、共済費、賃金は本庁所管のため、計上していません。

## II 計量関係事業に係る届出、登録、指定及び立入検査

### 1 届 出

#### (1) 特定計量器製造・修理事業

特定計量器の製造又は修理の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、製造は経済産業大臣に、修理は都道府県知事に届け出なければならない。

(法第40条、46条)

なお、経済産業大臣宛も当検定所経由で処理しています。

事業者数等は表1～3のとおりである。

表1 処理件数及び届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）・届出修理事業者数

区 分	製 造					修 理				
	処理件数			事業者数		処理件数			事業者数	
	新規	廃止	変更	3年度末 現 在	2年度末 現 在	新規	廃止	変更	3年度末 現 在	2年度末 現 在
タクシーメーター				1	1			3	13	13
質量計等				33	33	2	1	17	47	46
温度計										
水道メーター				6	6					
温水メーター				1	1					
燃料油メーター		4	5	12	12	4		2	10	6
液化石油ガスメーター				1	1				1	1
ガスメーター			2	2	2					
排ガス積算体積計等										
排水積算体積計等				3	3					
量器用尺付タンク		1	1		1					
密度浮ひょう等										
圧力計（血圧計を除く）									4	4
血圧計									2	2
積算熱量計				1	1					
濃度計			1	12	12			3	7	7
合 計	0	5	9	72 (23)	73 (23)	6	1	25	84 (42)	79 (40)

※法令上の区分をまとめて記載しているため、事業者数は延べ数。

※同一の事業者が複数の事業区分に届出をしているため、（ ）内に届出事業者の実数を記載。

表2 届出製造事業者（本府に主たる事業場を有する者）及び届出修理事業者の分布状況

市町村	製 造		修 理		合 計	
	事業者	事業場	事業者	事業場	事業者	事業場
京 都 市	17	19	31(6)	32	48(6)	51
福 知 山 市	1	2	1	4	2	6
舞 鶴 市			4(1)	4	4(1)	4
綾 部 市	1	1	1	1	2	2
宇 治 市	1	1	2	2	3	3
宮 津 市					0	0
亀 岡 市					0	0
城 陽 市					0	0
向 日 市			1	1	1	1
長 岡 京 市					0	0
八 幡 市	1	1			1	1
京 田 辺 市					0	0
京 丹 後 市			1	1	1	1
南 丹 市					0	0
木 津 川 市			1	1	1	1
大 山 崎 町					0	0
久 御 山 町	1	2			1	2
井 手 町					0	0
宇 治 田 原 町					0	0
笠 置 町					0	0
和 束 町					0	0
精 華 町					0	0
南 山 城 村					0	0
京 丹 波 町	1	1			1	1
伊 根 町					0	0
与 謝 野 町					0	0
合 計	23	27	42 (7)	46	65(7)	73

※（ ）内は府外に本社を有する事業者の内数。

表3 府外の届出製造事業者であって、本府に事業場を有する者

区 分	事 業 者 数		事業者及び事業場の名称（所在地）
	3年度末現在	2年度末現在	
燃料油メーター	4 (1)	4 (1)	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）
液化石油ガスメーター	4 (1)	1 (1)	(株)タツノ 福知山営業所（福知山市）
質量計	1 (1)	—	(株)クボタ 京都事業所（八幡市）

※法令上の区分をまとめて記載しているため、事業者数は延べ数。

※同一の事業者が複数の事業区分に届出をしているため、（ ）内に届出事業者の実数を記載。

(2) 特定計量器販売事業

特定計量器のうち表4に掲げるものの販売（輸出のための販売を除く。）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、販売をする営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。（法第51条）

事業者数等は表5のとおりである。

表4 事業の区分及び略称

区 分	略 称
非自動はかり（計量法施行令第14条各号に掲げる特定計量器（家庭用特定計量器）を除く。）、分銅及びおもり	質 量 計

表5 処理件数及び事業者・店舗数

区分	処 理 件 数				3年度末現在			2年度末現在	
	新規	廃止	変更	証明書 発行	事業者数	不明 事業者数	店舗数	事業者数	店舗数
質量計	6	6	24	1	309	97	565	313	576

※不明事業者数は、現地調査を含む調査結果による数値。

## 2 登 録

### (1) 計量証明事業

ア 一般計量証明（長さ、質量、面積、体積、熱量）及び環境計量証明（濃度、特定濃度、音圧レベル、振動加速度レベル）の事業を行おうとする者は、法令で定める事業の区分に従い、その事業所ごとに都道府県知事の登録を受けなければならない。（法第 107 条）

なお、届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく届け出なければならない。

処理件数及び事業者数は表 6・7 のとおりである。

イ 登録事業者に対して、適正な計量証明の実施を確保するため、事業規程の見直し、計量証明に使用する特定計量器等の設備及び管理状況並びに計量方法等についての指導に努めた。

ウ 計量証明に必要な知識経験を有することに関する基準（平成 5 年通商産業省告示第 549 号）に基づき、一般計量証明事業に携わる者を対象として講習会及び試験（主任計量者試験）を 3 回実施した。

講習・試験の結果は表 8 のとおりである。

表 6 処理件数及び事業者数

区 分		処 理 件 数						事 業 者 数		
		新 規	廃 止	変 更	事 業 譲 渡	登 録 証 再 交 付	登 録 簿 閲 覧	登 録 簿 謄 本 交 付	3 年 度 末 現 在	2 年 度 末 現 在
一般	質 量	1		29					92	91
	体 積								2	2
	熱 量								0	0
環境	濃 度		1	33		3			21	22
	特定濃度		1	4					2	3
	音 圧			9		2			9	9
	振 動			5		1			8	8
合 計		1	2	80	0	6	0	0	134(115)	135(114)

※同一の事業者が複数の区分に登録しているため、（ ）内に登録事業者の実数を記載。

表7 地域別事業者数

市町村	一 般			環 境				合計
	質 量	体 積	熱 量	濃 度	特定濃度	音 圧	振 動	
北 区								0
上 京 区								0
左 京 区								0
中 京 区				2	1	2	2	7
東 山 区								0
山 科 区	1			1		2	1	5
下 京 区				1				1
南 区	11			5		1	1	18
右 京 区	1			1				2
西 京 区	1							1
伏 見 区	22			4		3	3	32
京 都 市 計	36	0	0	14	1	8	7	66
福 知 山 市	3							3
舞 鶴 市	6	2		2				10
綾 部 市	2							2
宇 治 市	2							2
宮 津 市	3							3
亀 岡 市	3							3
城 陽 市	2							2
向 日 市	2							2
長 岡 京 市	3			1				4
八 幡 市	9							9
京 田 辺 市	4			1				5
京 丹 後 市	2							2
南 丹 市								0
木 津 川 市	4			1				5
市 部 計	45	2	0	5	0	0	0	52
大 山 崎 町				1				1
久 御 山 町	3							3
井 手 町								0
宇 治 田 原 町	1							1
笠 置 町								0
和 束 町								0
精 華 町	1			1	1	1	1	5
南 山 城 村								0
京 丹 波 町	5							5
伊 根 町								0
与 謝 野 町	1							1
郡 部 計	11	0	0	2	1	1	1	16
3年度末現在	92	2	0	21	2	9	8	134

表8 一般主任計量者の講習・試験の結果

実施年月日	事業区分	申込者数	受験者数	合格者数
令和3年7月2日	質量	7	7	5
令和3年12月3日	質量	9	8	7
令和4年2月10日	質量	10	7	6
合 計		26	22	18

(2) 計量士

計量士になろうとする者は、計量器の検査その他計量管理を行うために必要な知識経験を有する者として、計量士の区分に従い経済産業大臣の登録を受けることができる。(法第 122 条)

新規登録の処理件数は次のとおりである。

区 分		処理件数
環境計量士（濃度関係）	1 濃度に関する計量士	6
環境計量士 （騒音・振動関係）	2 音圧レベル及び振動加速度レベルに関する計量士	0
一般計量士	前 2 号に掲げる物象の状態の量以外のものに係る計量士	7

### 3 指 定

(1) 指定製造事業者

届出製造事業者のうち、一定水準の製造・品質管理能力を有する事業場（工場）については、法令で定める事業の区分に従い、経済産業大臣の指定を受けることができる。(法第 16 条、96 条)

また、指定を受けた事業場（工場）が製造した型式承認を受けた特定計量器は、検定証印に代えて、経済産業省令で定める表示（本年度中に付した個数：308,622 個）を付すことにより、取引・証明に使用することができる。(法第 16 条、96 条)

指定の申請は、指定を受けようとする工場又は事業場の所在地を管轄する都道府県知事（電気計器にあっては経済産業局長）を経由して経済産業大臣へ申請書を提出し、申請した届出製造事業者は、当該工場又は事業場における品質管理の方法について、事業の区分に応じて都道府県知事又は日本電気計器検定所の検査を受けなければならない。(法第 91 条第 2 項) また、指定を受けた事業者は、品質管理の方法等を変更した場合は、経済産業大臣に変更届を提出し、必要に応じて知事の検査を受けなければならない。(法第 94 条)

指定状況及び変更の処理件数は次のとおりである。

事業所名	事業区分	指 定 日	処理件数
アズビル京都㈱	水道メーター第一類	平成 10 年 11 月 2 日	1
	水道メーター第二類	平成 10 年 11 月 2 日	1
	積算熱量計	平成 22 年 8 月 27 日	1
㈱富永製作所 (令 3.9.29 指定辞退届出)	自動車等給油メーター	平成 11 年 3 月 11 日	1
㈱トミナガ (令 3.11.25 名称変更届出) 旧：㈱富永製作所 久御山工場	自動車等給油メーター	平成 30 年 3 月 27 日	2
㈱島津製作所 分析計測事業部	濃度計	平成 12 年 4 月 3 日	1
	質量計	平成 14 年 1 月 25 日	0
関西ガスメータ㈱	ガスメーター第一類	平成 14 年 3 月 15 日	1
	ガスメーター第二類	平成 14 年 3 月 15 日	2



(2) 適正計量管理事業所

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うもの（計量管理の方法等について都道府県知事又は特定市町村長の検査を受け適合したもの）は、経済産業大臣（国の事業所）又は都道府県知事（国の事業所以外の事業所）の指定を受けることができる。（法第 127 条）

指定を受けた事業所は、使用する特定計量器について、定期検査の受検義務が免除される。

なお、届け出た計量管理の方法の遵守ほか、検査を行った特定計量器の数等の報告（年 1 回）及び届出事項に変更が生じたときの変更の届（その都度遅滞なく）等が必要となる。

\* 知事指定の事業所数等は次のとおりである。

処 理 件 数			事 業 所 数	
新 規	廃 止	変 更	3 年度末現在	2 年度末現在
1	3 (3)事業所	78 (621)事業所	835	837

※（ ）内は延べ事業所数。

## 4 立入検査

(1) 製造・修理事業者

届出製造・修理事業者に対して、検査設備、検査義務の実施状況等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導に努めることとしている。

(法第 148 条)

なお、本年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入検査を中止した。

(2) 計量証明事業者

一般計量証明事業者、環境計量証明事業者に対して、事業規程の遵守、計量証明検査の受検状況等について立入検査を行い、計量証明事業の適正な実施を図るため、指導に努めた。（法第 148 条）

検査事業者数は次のとおりである。

区 分	一 般	環 境
事業者数	1	4

※再立入含む

### (3) 適正計量管理事業所

適正計量管理事業所に対して、計量士による特定計量器の検査の状況、計量管理の実施状況等について立入検査を行い、適正な計量管理の推進を図るため、指導に努めることとしている。(法第148条)

なお、本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入検査を中止した。

### (4) 指定製造事業者

指定を受けた届出製造事業者に対して、品質管理の方法に関する基準の遵守、特定計量器の製造に係る基準適合義務の実施方法等について立入検査を行い、適正な特定計量器の供給を確保するため、指導を行った。(法第148条)

なお、本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入検査を一部延期した。

検査事業者数は次のとおりである。

区 分	濃度計	質量計	ガスメーター	自動車等給油メーター	水道メーター	積算熱量計
事業者数	0	0	0	0	0	1

## Ⅲ 特定計量器の検定・装置検査及び基準器検査

### 1 検定及び装置検査

取引又は証明に使用する特定計量器は、検定又は検査に合格したものでなければ使用してはならない(法第16条)

検定は経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関のいずれかに、装置検査は都道府県知事に申請しなければならない。(法第70条)

検定及び装置検査の実績は表9・10のとおりである。

表9 特定計量器検定・装置検査実績

種 類	区 分	製 造 又 は 輸 入			修 理 又 は 使 用 中			合 計		
		検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)	検定個数	不合格	手数料(円)
タシメーター	(装置検査)				7,286	0	5,173,060	7,286	0	5,173,060
質 量 計	電気抵抗線式はかり	44	0	786,630	32	0	111,410	76	0	898,040
	誘電式はかり							0	0	0
	電磁式はかり							0	0	0
	その他の電気式はかり							0	0	0
	手動天びん							0	0	0
	等比皿手動はかり							0	0	0
	棒はかり							0	0	0
	その他の手動はかり							0	0	0
	ばね式はかり							0	0	0
	手動指示併用はかり							0	0	0
	その他の指示はかり							0	0	0
	分銅							0	0	0
温 度 計	ガラス製温度計 (ガラス製体温計を除く)							0	0	0
体 積 計	水道メーター(口径≤40mm)							0	0	0
	水道メーター(口径>40mm)							0	0	0
	自動車等給油メーター				469	0	987,790	469	0	987,790
	小型車載燃料油メーター	23	0	48,070	101	0	213,540	124	0	261,610
	大型車載燃料油メーター				31	0	66,160	31	0	66,160
	簡易燃料油メーター				1	0	1,580	1	0	1,580
	微量燃料油メーター							0	0	0
	定置燃料油メーター				1	0	2,090	1	0	2,090
	液化石油ガスメーター	1	0	6,520	18	0	116,960	19	0	123,480
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量≤6m³/h)							0	0	0
	都市ガス用ガスメーター (使用量大流量>6m³/h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量≤2.5m³/h)							0	0	0
	石油ガス用ガスメーター (使用量大流量>2.5m³/h)							0	0	0
熱 量 計	積算熱量計							0	0	0
密度浮ひょう	耐圧密度浮ひょう以外の密度浮ひょう							0	0	0
	耐圧密度浮ひょう							0	0	0
アネロイド 型圧力計	アネロイド型血圧計以外の アネロイド型圧力計							0	0	0
	アネロイド型血圧計							0	0	0
浮ひょう型 比重計	比重浮ひょう							0	0	0
	重ボーム度浮ひょう							0	0	0
	日本酒度浮ひょう							0	0	0
合 計		68	0	841,220	7,939	0	6,672,590	8,007	0	7,513,810

表10 特定計量器検定・装置検査の推移

種 類	区 分	3 年 度			2 年 度			対前年増減率			
		検定個数	不合格個数	手数料（円）	検定個数	不合格個数	手数料（円）	検定個数	手数料		
タクシースピードメーター（装置検査）		7,286	0	0.0	5,173,060	7,640	0	0.0	5,424,400	△4.6	△4.6
非自動はかり		76	0	0.0	898,040	26	0	0.0	110,280	192.3	714.3
分 銅											
ガラス製温度計 （ガラス製体温計を除く）											
水道メーター											
燃料油メーター		626	0	0.0	1,319,230	728	0	0.0	1,536,290	△14.0	△14.1
液化石油ガスメーター		19	0	0.0	123,480	25	0	0.0	162,600	△24.0	△24.1
ガスメーター											
積算熱量計											
アネロイド型圧力計 （アネロイド型血圧計を除く）											
浮ひょう型比重計											
合 計		8,007	0	0.0	7,513,810	8,419	0	0.0	7,233,570	△4.9	3.9

## 2 基準器検査

検定、定期検査等に使用する計量器（基準器）のうち、都道府県知事が検査を行うことになっているものは表 1 1 のとおりであり、検査に合格した基準器には基準器検査証印が付され、基準器検査成績書が交付される。（法第 102 条、基準器検査規則第 5 条）

基準器検査の実績は表 1 2 のとおりである。

表 1 1 都道府県知事が検査を行う基準器

長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器
質量基準器	ひょう量が 2 トン以下の手動天びん又は基準直示天びんであって目量又は感量がひょう量の 4,000 分の 1 以上のもの
	ひょう量が 5 トン以下の基準台手動はかりであって目量又は感量がひょう量の 2 万分の 1 以上のもの
	一級基準分銅・二級基準分銅・三級基準分銅
体積基準器	基準ガスメーターのうち計ることができるガスの体積が計量室の 1 回転につき 20 リットル以下の湿式のもの
	全量が 1,000 リットル未満の液体メーター用基準タンクであって水道メーター、温水メーター又は積算熱量計の検査に用いるもの
	全量が 25 リットル以下の液体メーター用基準タンクであって燃料油メーターの検査に用いるもの

表 1 2 基準器検査実績

種 類	検査個数	不合格個数	手数料(円)
タクシーメーター装置検査用基準器	4	0	40,980
基準台手動はかり	2	0	7,950
基準分銅	872	0	1,005,330
基準湿式ガスメーター	19	0	356,440
液体メーター用基準タンク (水道メーター用に限る)	0	0	0
液体メーター用基準タンク (水道メーター用を除く)	20	0	277,400
合 計	917	0	1,688,100

## IV 特定計量器に係る定期検査、計量証明検査、立入検査及び依頼検査

### 1 定期検査

取引又は証明に使用する特定計量器のうち、その構造及び使用状況からみて、その性能及び器差について、定期的に検査を行うことと規定されている計量器（質量計2年に1回）は、都道府県知事又は特定市町村長（定期検査に代わる計量士による検査も可）が行う検査を受けなければならない。（法第19条）

なお、平成21年度から、京都府の指定を受けた一般社団法人京都府計量協会が検査を実施している。また、平成28年度から、京都市域についても実施している。（年度毎に区を分けて実施）

検査実績は、表13～16のとおりである。

定期検査年度別区域（京都市以外）

奇数年	市域	舞鶴市、宇治市、宮津市、城陽市、 八幡市、京田辺市、南丹市
	町村域	久御山町、井手町、宇治田原町、伊根町、 京丹波町、与謝野町
偶数年	市域	福知山市、綾部市、亀岡市、向日市、 長岡京市、京丹後市、木津川市
	町村域	大山崎町、笠置町、和束町、精華町、 南山城村

表13 定期検査の種類別成績

種 類		検査個数	不合格個数	手数料(円)
は か り	電気抵抗線式はかり	4,439	46	8,739,800
	誘電式はかり	326	2	568,000
	電磁式はかり	465	3	934,360
	その他の電気式はかり	1	0	1,420
	手動天びん	0	0	0
	等比皿手動はかり	13	0	6,630
	棒はかり	2	0	500
	その他の手動はかり	442	0	297,580
	ばね式はかり	1,809	4	917,330
	手動指示併用はかり	73	0	37,230
	その他の指示はかり	2	0	1,020
	計	7,572	55	11,503,870
分 銅 ・ お も り	分銅	479	0	4,790
	定量おもり	2	0	20
	定量増おもり	2,264	0	22,640
	計	2,745	0	27,450
合 計		10,317	55	11,531,320

表14 定期検査の種類別検査個数

区分 市町村	電気抵抗線式 はかり	誘電式 はかり	電磁式 はかり	その他の 電気式 はかり	手動 天びん	等比皿 手動 はかり	棒 はかり	その他の 手動 はかり	ばね式 はかり	手動指示 併用 はかり	その他の 指示 はかり	小計	分銅	定量 おもり	定量増 おもり	小計	合計
京都市	2,332	159	219	1	0	9	2	235	1,127	49	1	4,134	352	2	1,171	1,525	5,659
舞鶴市	290	28	36	0	0	1	0	35	170	4	0	564	29	0	185	214	778
宇治市	428	46	71	0	0	1	0	31	70	8	1	656	51	0	183	234	890
宮津市	112	4	12	0	0	1	0	29	54	1	0	213	13	0	154	167	380
城陽市	180	18	30	0	0	0	0	13	59	4	0	304	11	0	68	79	383
八幡市	161	24	18	0	0	0	0	5	35	3	0	246	13	0	27	40	286
京田辺市	198	8	40	0	0	0	0	12	29	1	0	288	5	0	62	67	355
南丹市	175	5	15	0	0	1	0	26	97	1	0	320	0	0	136	136	456
市部計	3,876	292	441	1	0	13	2	386	1,641	71	2	6,725	474	2	1,986	2,462	9,187
久御山町	123	15	4	0	0	0	0	6	15	1	0	164	0	0	32	32	196
井手町	31	1	0	0	0	0	0	0	22	0	0	54	0	0	0	0	54
宇治田原町	126	2	5	0	0	0	0	10	34	1	0	178	5	0	51	56	234
伊根町	25	0	2	0	0	0	0	0	19	0	0	46	0	0	0	0	46
京丹波町	100	3	6	0	0	0	0	9	43	0	0	161	0	0	43	43	204
与謝野町	139	12	7	0	0	0	0	30	35	0	0	223	0	0	146	146	369
町村部計	544	33	24	0	0	0	0	55	168	2	0	826	5	0	272	277	1,103
合計	4,420	325	465	1	0	13	2	441	1,809	73	2	7,551	479	2	2,258	2,739	10,290

該当年度外 補充検査	19	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	21	0	0	6	6	27
総計	4,439	326	465	1	0	13	2	442	1,809	73	2	7,572	479	2	2,264	2,745	10,317

表15 定期検査の検査個数の推移

区分 市町村	検査個数					不合格個数					
	3年度		元年度		29年度	3年度		元年度		29年度	
	個数	対前回増減率	個数	対前回増減率	個数	個数	比率	個数	比率	個数	比率
京都市	5,659	△1.8	5,763	△10.2	6,417	20	0.4	22	0.4	14	0.2
舞鶴市	778	△1.3	788	△0.9	795	9	1.2	4	0.5	3	0.4
宇治市	890	4.2	854	△6.4	912	5	0.6	4	0.5	6	0.7
宮津市	380	7.3	354	△10.6	396	1	0.3	1	0.3	2	0.5
城陽市	383	△0.3	384	2.7	374	4	1.0	0	0.0	5	1.3
八幡市	286	△10.3	319	△5.9	339	1	0.3	0	0.0	0	0.0
京田辺市	355	0.0	355	0.9	352	6	1.7	0	0.0	2	0.6
南丹市	456	3.9	439	△3.7	456	4	0.9	3	0.7	3	0.7
市部計	9,187	△0.7	9,256	△7.8	10,041	50	0.5	34	0.4	35	0.3
久御山町	196	24.1	158	16.2	136	1	0.5	0	0.0	0	0.0
井手町	54	20.0	45	△18.2	55	1	1.9	0	0.0	0	0.0
宇治田原町	234	△1.7	238	△2.9	245	0	0.0	3	1.3	0	0.0
伊根町	46	△11.5	52	26.8	41	0	0.0	1	1.9	0	0.0
京丹波町	204	6.3	192	△8.6	210	2	1.0	4	2.1	0	0.0
与謝野町	369	△0.5	371	3.6	358	1	0.3	2	0.5	1	0.3
町村部計	1,103	4.5	1,056	1.1	1,045	5	0.5	10	0.9	1	0.1
合計	10,290	△0.2	10,312	△7.0	11,086	55	0.5	44	0.4	36	0.3
該当年度外補充検査	27	△71.3	94	46.9	64	0	0.0	2	2.1	1	1.6
総計	10,317	△0.9	10,406	△6.7	11,150	55	0.5	46	0.4	37	0.3



表16 定期検査の検査戸数の推移

区分 市町村	検査戸数					不合格戸数					
	3年度		元年度		29年度	3年度		元年度		29年度	
	戸数	対前回増減率	戸数	対前回増減率	戸数	戸数	比率	戸数	比率	戸数	比率
京都市	1,903	△0.7	1,917	△8.4	2,092	15	0.8	18	0.9	13	0.6
舞鶴市	266	△3.6	276	△2.1	282	7	2.6	4	1.4	3	1.1
宇治市	238	3.9	229	3.2	222	5	2.1	4	1.7	4	1.8
宮津市	101	△1.9	103	△16.3	123	1	1.0	1	1.0	1	0.8
城陽市	138	7.8	128	△6.6	137	2	1.4	0	0.0	3	2.2
八幡市	118	9.3	108	△4.4	113	1	0.8	0	0.0	0	0.0
京田辺市	122	2.5	119	0.8	118	2	1.6	0	0.0	2	1.7
南丹市	151	2.0	148	△6.9	159	3	2.0	3	2.0	3	1.9
市部計	3,037	0.3	3,028	△6.7	3,246	36	1.2	30	1.0	29	0.9
久御山町	49	△3.9	51	21.4	42	1	2.0	0	0.0	0	0.0
井手町	31	3.3	30	△11.8	34	1	3.2	0	0.0	0	0.0
宇治田原町	76	△5.0	80	2.6	78	0	0.0	3	3.8	0	0.0
伊根町	35	△2.8	36	24.1	29	0	0.0	1	2.8	0	0.0
京丹波町	62	△1.6	63	△7.4	68	2	3.2	4	6.3	0	0.0
与謝野町	102	△7.3	110	△3.5	114	1	1.0	2	1.8	1	0.9
町村部計	355	△4.1	370	1.4	365	5	1.4	10	2.7	1	0.3
合計	3,392	△0.2	3,398	△5.9	3,611	41	1.2	40	1.2	30	0.8
該当年度外補充検査	17	△48.5	33	73.7	19	0	0.0	1	3.0	1	5.3
総計	3,409	△0.6	3,431	△5.5	3,630	41	1.2	41	1.2	31	0.9

## 2 計量証明検査

計量証明事業者は、事業登録を受けた日から特定計量器の種類により、法令で定める期間ごとに都道府県知事が行う検査を受けなければならない。(法第 116 条)

質量計については、京都府の指定を受けた一般社団法人京都府計量協会が検査を実施している。

法令で定める期間は表 1 7、検査実績は表 1 8 のとおりである。

表 1 7 計量証明事業に係る特定計量器及び期間

種 類	期 間
質量計（非自動はかり、分銅及びおもり）	2 年
皮革面積計	1 年
騒音計	3 年
振動レベル計	3 年
濃度計（ガラス電極式水素イオン濃度検出器、酒精度浮ひょうを除く）	3 年

表 1 8 計量証明検査実績

種 類		検 査 個 数	不 合 格 個 数	
一 般	質量計	非自動はかり	23	1
		分銅及びおもり	0	0
	計		23	1
環 境	騒音計		0	0
	振動レベル計		0	0
	濃度計		0	0
	計		0	0
合 計		23	1	

※環境計量器については、全数計量法 116 条第 1 項第 1 号に該当し、計量証明検査の受検実績はなかった。

### 3 立入検査

正確な計量器（特定計量器以外のものを含む。）による適正な計量を確保することは、商工業の適切な経営と消費者保護のために欠かせない重要なことです。計量器を取引又は証明に使用する事業所などにおいて、不適正な計量器を排除するとともに、適正な計量の実施について指導を行った。（法第148条）

#### (1) 特定計量器（質量計）の検査

本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入検査を中止した。

#### (2) 特定計量器（検定の有効期間のあるもの）の検査

本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、立入検査を中止した。

##### ア 水道メーター

京都市を除く全市町村に対して、立入検査の実施に代わり、有効期限の管理状況について報告を求めた。

報告実績は次のとおりである。

報告地域	報告事業所数	不適合事業所数	報告個数	不適合個数
京都市 以外	25	5	(台帳検査) 432,045	196

##### イ ガスメーター

本年度は、1市1事業所において検査を行った。

検査実績は次のとおりである。

検査地域	検査事業所数	不合格事業所数	検査個数	不合格個数
京都市	1	0	(台帳検査) 47,026 (外観検査) 5	0 (台帳検査・有効期限切れ)

## 4 依頼検査

工場等で使用されている圧力計について、使用者からの依頼による検査を行い、適正な使用について指導を行った。

検査実績は次のとおりである。

依頼件数	検査個数	合格個数	不合格個数
2	2	2	0

## V 量目の検査及び指導

### 1 量目立入検査

商店、スーパーマーケット等において食料品、その他の日常生活消費物資の量目（商品の真実の量に対する表示量の誤差）について、立入検査を行い、不適正計量商品を排除し、正量販売の指導に努め、検査の結果、不適正計量商品のあった事業者には、嚴重注意の上、不適正商品群について再計量を指示するとともに、全事業者に対して風袋量の確実な設定等量目精度向上の普及に努めることとしている。

なお、本年度は京都市域内1、京都市域外1の2店舗において立入検査を行った。

### 2 試買検査

消費者モニターに食料品の買い取りを依頼し、その量目をモニター等の立合のもとに検査して実態を把握し、適正計量の推進に資するとともに、その結果に基づき指導が必要と認められる販売事業者に対し、立入検査等を実施して正量販売の指導を行うこととしている。

なお、本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、試買検査を中止した。

## VI 計量制度の普及啓発事業

### 1 計量記念日事業

#### (1) 京都府中小企業関係定例表彰及び京都府計量功労者表彰

令和3年11月25日京都ガーデンパレスにおいて京都府中小企業関係定例表彰及び京都府計量功労者表彰が行われた。計量の部では、計量功労者3名に、京都府知事から表彰状等が授与された。知事あいさつのあと、来賓から祝辞が述べられた。

受彰者は、次のとおりである。(敬称略)

#### ○計量功労者 3名

##### ・経営者

新井 賢士 (株式会社アライの森)

##### ・従業員

難波 賢治 (株式会社島津製作所)

##### ・計量普及

上東 浩 (株式会社島津テクノロジー)

#### (2) 啓発・指導

計量普及ポスター、計量標語ステッカーを計量器製造、修理及び計量証明の各事業者、適正計量管理事業所、商工業者団体等に配布し、各事業所、店舗への掲示を依頼することにより計量意識の高揚を図った。

なお、計量標語は、一般社団法人京都府計量協会が適正計量管理事業所の従業員から募集し、優秀作及び佳作に選定した中から、製造及び流通事業者向けに各3題を採用した。

### 2 計量教室の開催

本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催を中止した。

### 3 消費生活展

本年度も昨年に引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、参加を自粛した。

## 4 講習会への講師の派遣

各種講習会等へ講師を派遣し、適正計量に関する講習等を行った。

(1) 計量・計測業務担当者のための研修会

主催者：一般社団法人京都府計量協会

実施日：令和3年6月30日

会場：WEB会議形式で開催

(2) 計量証明事業者主任計量者（質量）講習会

主催者：一般社団法人京都府計量協会

	実施日	会場	参加者数
第1回	令和3年9月3日	京都高等技術専門学校	7名
第2回	令和3年10月8日	福知山市民交流プラザ	7名
第3回	令和4年2月4日	京都高等技術専門学校	10名

## VII 計量関係団体への支援

一般社団法人京都府計量協会は、平成21年1月に任意団体から法人化され、同年4月に京都府が「指定定期（計量証明）検査機関」として指定、同年5月から京都府の定期検査（計量証明検査）・検定等の業務を受託している。

同協会は、製造・修理事業者で組織する「計量器工業部会」、販売事業者・適正計量管理事業所で組織する「計量管理部会」、計量士で組織する「計量士部会」、一般計量証明事業者で組織する「計量証明部会」、環境計量証明事業者で組織する「環境計量証明部会」で構成され、協会又は部会独自に次の事業を行っている。

- 法令知識、情報提供のための計量ニュース、会報等の発行
- 家庭用計量器の精度確認
- 計量関係企業の事業場等の見学
- 技術及び法令知識習得のための研修会の開催
- 事業場従業員からの計量標語の募集
- 事業場の優良従業員表彰
- その他計量普及資料の配布
- 計量法の普及啓発事業

京都府では、委託業務に係る指導・監督をはじめとして、協会及び各部会との連携を強めるとともに、これらの事業に対して円滑な運営を図るための支援を行った。

計量関係団体の概要は、次頁のとおりである。

## 計量関係団体の概要

令和3年6月17日更新

<b>一般社団法人 京都府計量協会</b>		京都府計量検定所内	TEL (075)415-3166
理事長	黒田 晋一	(株)島津アドコム	代表取締役社長
副理事長	吉川 勲	(有)京都計量	代表取締役
副理事長	山本 敏裕	(株)山本清掃	代表取締役社長
副理事長	山田 洋一	(株)島津製作所	C S 統括部部長
副理事長	上田 明広	(株)イシダ	営業管理部部長
副理事長	竹松 伸一郎	(株)環境総合リサーチ	代表取締役社長
専務理事兼事務局長	林 稔		
<b>京都府計量証明事業協会</b>		京都府計量検定所内	TEL (075)415-3166
会長	山本 敏裕	(株)山本清掃	代表取締役社長
副会長	新井 賢士	(株)アライの森	代表取締役社長
副会長	伊藤 博永	(株)伊藤商店	代表取締役社長
<b>京都府環境計量証明事業協会</b>		京都府相楽郡精華町光台二丁目3番9	TEL (0774)41-0200
会長	竹松 伸一郎	(株)環境総合リサーチ	代表取締役社長
副会長	今井 克浩	(一社)京都微生物研究所	環境分析部部長兼企画戦略室室長

# 案内図





## 京都府計量検定所

〒602-0918

京都市上京区室町通中立売上ル薬屋町 431

TEL (075) 441-8335 FAX (075) 441-8336

E-mail 指 導 課 [keiryu-shido@pref.kyoto.lg.jp](mailto:keiryu-shido@pref.kyoto.lg.jp)

URL <http://www.pref.kyoto.jp/keiryu/>